

一般事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間・・・令和3年4月1日～令和8年3月31日まで

2. 内 容

目標・・・妊娠中、産前産後休業や育児休業、休業中における手当、給付及び産前産後中や育休中の保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

時期・・・令和3年4月～

対策・・・①制度に関するパンフレットを作成し職員に配布
②法に基づく制度の説明(パンフレット利用)
③妊娠中や産休、育休中の相談窓口を設置する。